

10月から 幼児教育・保育の無償化 が始まります

利用料が無償化されます

幼稚園、保育所、認定こども園などの施設を利用している

◎3歳から5歳児クラスまでの子どもたち

◎住民税非課税世帯の0歳から2歳児クラスまでの子どもたち

※給食費、行事費、教材費などは、これまでと同様に保護者の負担となります。

一部の方の副食費が免除されます

幼稚園、保育所、認定こども園を利用している

◎年収360万円未満相当世帯の子どもたち

◎第3子以降の子どもたち

※保育所と認定こども園(保育部分)は就学前の子どもから、幼稚園と認定こども園(教育部分)は小学校3年生以下の子どもから数えます。

利用している幼児教育・保育施設などをご確認ください

幼児教育・保育の無償化は、利用している施設によって手続きなどが異なります。お子様が利用している施設を確認して、申請が必要な場合は早めに手続きを行ってください。申請方法など、詳しくはホームページをご覧ください。



幼稚園・認定こども園(教育部分)を利用している場合

申請
必要
幼稚園のみ

対象／満3歳以上で小学校就学前の子どもたち
無償化の範囲／

●幼稚園 申請必要

…通常の教育時間(おおむね午前9時～午後2時)について、月額25700円を上限として無償

●認定こども園(教育部分) 申請不要

…保護者の所得に関わらず無償

上記に加えて預かり保育を利用している場合

申請
必要

対象／両親ともに就労・病気などで、市から「保育の必要性の認定」を受けた子どもたち

※満3歳児(2歳児クラス)の預かり保育は対象外です。

無償化の範囲／通常の教育時間に加え、利用日数に応じて月額11300円を上限として無償

就学前の児童発達支援などを利用している場合

申請
不要

対象／3歳から5歳までの障害のある子どもたち
無償化の範囲／保護者の所得に関わらず無償

認可保育所・認定こども園(保育部分)などを利用している場合

申請
不要

対象／3歳から5歳児クラスまで、または住民税非課税世帯の0歳から2歳児クラスまでの子どもたち

無償化の範囲／保護者の所得に関わらず無償

※延長保育は対象外です。

認可外保育施設などを利用している場合

申請
必要

対象／①3歳から5歳児クラスまで、または②住民税非課税世帯の0歳から2歳児クラスまでの、両親ともに就労・病気などで市から「保育の必要性の認定」を受けた子どもたち

無償化の範囲／

①月額37000円を上限として無償

②月額42000円を上限として無償

※一時預かり事業や病児保育、ファミリーサポートセンターを利用した場合も、幼稚園・保育所などに未入園の場合は対象です。

※無償化の対象となる施設は、県に届け出を行い、市が認めた施設のみです。

※企業主導型保育施設を利用している方は、各施設にお問い合わせください。

問合せ／保育施設・私立幼稚園に関すること…こども福祉課(☎826-1111 内線2418)

公立幼稚園に関すること

…学務課 (☎内線5107)

児童発達支援などに関すること

…障害福祉課 (☎内線2470)